

# 富山情報ビジネス専門学校 学 則

## 第 1 章 総 則

### 第 1 条 (目的)

本校は、建学の精神に（別表 1）に則り、高潔な人間性を基礎とする豊かな教養と専門知識の修得に努め、変転する社会に貢献し得る人材の育成を目的とする。

### 第 2 条 (名称)

本校は、富山情報ビジネス専門学校と呼称する。

### 第 3 条 (所在地)

本校の所在地は富山県射水市三ヶ 576 番地とする。

### 第 4 条 (自己点検・評価)

1. 本校は、その教育における一層の充実を図り、本校の目的及び社会的使命を達成するため、本校における教育活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
2. 前項の点検及び評価の実施に関し、必要な事項は別に定める。

## 第 2 章 課 程 及 び 定 員

### 第 5 条 (課程、学科、修業年限、定員等)

本校の課程、学科及び修業年限並びに定員は次のとおりとする。

| 課 程 名           | 学 科 名       | コ ー ス 名 | 修 業<br>年 限 | 入 学<br>定 員 | 総 定 員 | 昼 夜<br>の 別 | 備 考 |
|-----------------|-------------|---------|------------|------------|-------|------------|-----|
| 工業専門課程          | 高度情報システム    |         | 4年         | 20人        | 80人   | 昼間         |     |
|                 | 情報システム      |         | 2年         | 20人        | 40人   | 昼間         |     |
| 教育・社会福祉<br>専門課程 | 幼 児 教 育     |         | 2年         | 30人        | 60人   | 昼間         |     |
| 商業実務専門課程        | デジタルメディア    |         | 2年         | 20人        | 40人   | 昼間         |     |
|                 | インターネットビジネス | システム運用  | 2年         | 20人        | 40人   | 昼間         |     |
|                 |             | Web     |            |            |       |            |     |
|                 | ホテル・ブライダル   |         | 2年         | 25人        | 50人   | 昼間         |     |
|                 | 医 療 事 務     |         | 2年         | 30人        | 60人   | 昼間         |     |
|                 | 診療情報管理士専攻学科 |         | 1年         | 20人        | 20人   | 昼間         |     |
|                 | 税 理 士 ・ 会 計 | 税理士     | 2年         | 20人        | 40人   | 昼間         |     |
| オフィス会計          |             |         |            |            |       |            |     |
| インターナショナルビジネス   |             |         | 2年         | 20人        | 40人   | 昼間         |     |
| 文化・教養<br>専門課程   | 日 本 語       | 1年課程    | 1年         | 30人        | 30人   | 昼間         |     |
|                 |             | 1年半課程   | 1.5年       | 10人        | 20人   | 昼間         |     |
|                 |             | 2年課程    | 2年         | 15人        | 30人   | 昼間         |     |

### 第3章 学年・学期および休日

#### 第6条（在籍年限）

各学科・各コースにおける在籍年限は前条の修業年限の倍を越えることはできない。  
但し、日本語学科の在籍年限は修業年限とする。

#### 第7条（学年）

学年は4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。  
但し、公務員学科1年半課程及び日本語学科1年半課程においては、10月1日に始まり、翌々年3月31日に終わる。

#### 第8条（学期）

学年を分けて次の2学期とする。

前期：4月1日から 8月31日まで

後期：9月1日から 3月31日まで

但し、日本語学科2年課程においては、

前期：4月1日から 9月30日まで

後期：10月1日から3月31日まで

また、公務員学科1年半課程及び日本語学科1年半課程においては、3学期とする。

後期：10月1日から 3月31日まで

前期：4月 1日から 9月30日まで

後期：10月 1日から3月 31日まで

#### 第9条（休日）

休日は次のとおりとする。

1. 日曜日および国民の祝日
2. 春期休暇：3月中旬から授業、学校行事等を勘案して校長が決定する
3. 夏期休暇：7月下旬から前項に準じて決定する
4. 冬期休暇：12月上旬から前々項に準じて決定する

### 第4章 学科課程・授業日数および卒業

#### 第10条（履修課程）

本校の学科課程およびその履修科目ならびに付与する単位は別表（2-1）～（2-15）に定める。

#### 第11条（履修方法）

1. 本校における各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成し、次の基準により単位数を計算するものとする。
  - (1) 講義及び演習については、15時間から30時間までの範囲で、定める時間の授業をもって1単位とする。
  - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で、定める時間の授業をもって1単位とする。
2. 本校の1年間の授業日数は定期試験（前学期末および後学期末）等の日数を含め、30週にわたる150日を原則とする。
3. 各授業科目の授業は15週にわたる期間を単位として行う。

但し、教育課程上特別の必要があると認められる場合は、一部変更することがある。

#### 第 12 条（評価と単位認定）

1. 各授業科目の単位評価は 100 点満点とし、90 点以上を A、80 点以上を B、70 点以上を C、60 点以上を D として単位を認定する。  
60 点未満を F として単位を認定しない。採点にあたっては総合テスト、授業姿勢、課題・小テストなどの内容を考慮する。
2. 欠席時数が講義時数の 20%を超える場合は当該科目を不認定とする。
3. 教育上有益と認めるときは、以下の内容を課程の修了に必要な総授業時数の 2 分の 1 を超えない範囲で、本校の履修科目として認定する。また、本校学生が入学前に、行った以下の内容でも、同等の扱いとする。
  - ①他の大学、短期大学または専門学校、その他教育機関との協議により履修した、当該大学等の授業科目。
  - ②専門課程に相当する教育を行っている外国の教育施設における学習成果。
  - ③認定社会通信教育、遠隔授業、技能審査、ボランティア、インターンシップ等。  
但し、幼児教育学科においては、他の指定保育士養成施設において履修した教科科目又は入所前に指定保育士養成施設で履修した教科科目について修得した単位を、30 単位を超えない範囲で当該教科科目に相当する教科科目の履修により修得したものとみなすことができる。  
また、指定保育士養成施設以外の学校等（学校教育法による大学、高等専門学校、高等学校の専攻科若しくは盲学校、聾学校若しくは養護学校の専攻科、専修学校の専門課程又は同法第 56 条第 1 項に規定する者を入学資格とする各種学校）で履修した教科科目について修得した単位については、指定保育士養成施設で設定する教養科目に相当する教科科目について、30 単位を超えない範囲で修得したものとすることができる。

#### 第 13 条（追試験）

病気、就職選考、忌引、その他やむを得ない事由により受験しえなかった者は、試験終了後 5 日以内に事由を詳細に記し、証明資料を添えて校長あて追試験の許可を願い出ることができる。

#### 第 14 条（追試験の実施）

学期末試験の追試験の実施は、1 学期に 1 回行う。

#### 第 15 条（受験心得）

学期末および卒業試験受験の心得

1. 不正行為を発見した時は退場を命じ採点は 0 点とする。
2. テキスト、ノート、参考書等の持ち込みの可否は各授業毎に指示する。

#### 第 16 条（進級）

各学科において、以下の進級に必要な単位数以上取得した者は進級することができる。ただし、幼児教育学科においては、保育実習 I について必ず単位修得しているものとする。

| 学科名・コース名   | 進級に必要な単位数 |       |        |
|------------|-----------|-------|--------|
|            | 1 年次      | 2 年次  | 3 年次   |
| 高度情報システム学科 | 34 単位     | 66 単位 | 109 単位 |
| 情報システム学科   | 34 単位     | —     | —      |
| 幼児教育学科     | 40 単位     | —     | —      |
| デジタルメディア学科 | 31 単位     | —     | —      |

|                 |               |       |   |   |
|-----------------|---------------|-------|---|---|
| インターネットビジネス学科   | システム運用<br>コース | 35 単位 | — | — |
|                 | Web コース       | 33 単位 | — | — |
| ホテル・ブライダル学科     |               | 39 単位 | — | — |
| 医療事務学科          |               | 30 単位 | — | — |
| 税理士・会計学科        | 税理士コース        | 50 単位 | — | — |
|                 | オフィス会計コース     | 49 単位 |   |   |
| インターナショナルビジネス学科 | 2 年課程         | 31 単位 | — | — |
| 日本語学科           | 2 年課程         | 54 単位 | — |   |
|                 | 1 年半課程        | 27 単位 |   |   |

#### 第 17 条（卒業）

GPA（評定平均値）2.0 以上で、以下の各学科の卒業に必要な単位数以上取得した者は卒業することができる。

（但し、GPA 算出方法は、第 12 条 A=4、B=3、C=2、D=1、F=0 とし、この数字に科目の単位数を掛けたものを合計して総単位数で割ったものとする。）

| 学科名             |               | 卒業に必要な単位数 |
|-----------------|---------------|-----------|
| 高度情報システム学科      |               | 138 単位    |
| 情報システム学科        |               | 66 単位     |
| 幼児教育学科          |               | 93 単位     |
| デジタルメディア学科      |               | 60 単位     |
| インターネットビジネス学科   | システム運用<br>コース | 65 単位     |
|                 | Web コース       | 63 単位     |
| ホテル・ブライダル学科     |               | 74 単位     |
| 医療事務学科          |               | 65 単位     |
| 診療情報管理士専攻学科     |               | 35 単位     |
| 税理士・会計学科        | 税理士コース        | 86 単位     |
|                 | オフィス会計コース     | 87 単位     |
| インターナショナルビジネス学科 |               | 65 単位     |
| 日本語学科           | 1 年課程         | 55 単位     |
|                 | 1 年半課程        | 80 単位     |
|                 | 2 年課程         | 107 単位    |

#### 第 18 条（留年）

進級または卒業できないものは留年とする。留年となった者は、進級、卒業に必要な不足単位について再履修するものとする。

#### 第 19 条（卒業証書の授与・称号の授与）

1. 本校所定の課程を修了したと認められる者に対し卒業証書を授与する。
2. 児童福祉法（昭和 22 年 12 月 12 日法律第 164 号）第 18 条の 6 に規定する保育士の

資格を得ようとする者は、幼児教育学科に在籍し、学則第 17 条の規定によるほか、児童福祉法施行規則（昭和 23 年 3 月 31 日厚生省令第 11 号）に定める科目及び単位数を習得しなければならない。

3. 以下の学科を卒業した者には専門士の称号を授与する。

| 課 程 名       | 学 科 名  |
|-------------|--|
| 工業専門課程      | 情報システム学科   |
| 教育・社会福祉専門課程 | 幼児教育学科   |
| 商業実務専門課程    | デジタルメディア学科<br>インターネットビジネス学科<br>ホテル・ブライダル学科<br>医療事務学科<br>税理士・会計学科 |
| 文化・教養専門課程   | 日本語学科 2 年課程  |

4. 以下の学科を卒業した者には、高度専門士の称号を授与する。

| 課 程 名  | 学 科 名      |
|--------|------------|
| 工業専門課程 | 高度情報システム学科 |

## 第 5 章 入学・休学および退学

### 第 20 条（入学資格）

本校の入学試験受験資格は次のとおりとする。

1. 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者若しくは通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。）又は文部科学大臣の定めるところにより、これと同等以上の学力があると認められた者とする。
2. 日本語学科においては、上記第 1 項に加えて日本語の学習経験がある者とする。

### 第 21 条（出願手続）

入学志願者は所定の願書および必要書類に受験料 20,000 円を添えて出願手続をしなければならない。

### 第 22 条（入学者の選考）

前条の出願手続きを終了した入学志願者については、本校募集要項の定めるところにより、入学選考を行う。

### 第 23 条（入学許可ならびに手続）

1. 入学選考合格者は、所定の期日までに保証人を定め、別表 3-1 の当該学科の学費を納入して入学手続を完了しなければならない。  
学費とは、入学金・授業料・施設設備費・演習充実費とする。但し、日本語学科においては、入学金・授業料とする。  
幼児教育学科においては、学費と併せ、実習費を納入しなければならない。  
日本語学科においては、学費と併せ、諸経費を納入しなければならない。
2. 4 月入学生においては、入学年度の前年度 3 月 31 日までに入学を辞退した場合は、納入された学費のうち、入学金以外を返金する。日本語学科 1 年半課程の 10 月入学生においては、入学年度の 9 月 31 日までに入学辞退の場合は、入学金以外を返金する。
3. 保証人は、本人の在学中の学費、生活、勉学、素行のすべてに責任を負うものとし、本人の保護者またはそれに代わるべき人でなければならない。
4. 保証人が死亡または前項の要件を欠いたときは直ちに保証人の変更を届けなければ

ならない。

#### 第 24 条 (休学)

1. 学生が病気その他、本校が認めるやむをえない事情のため、前期又は後期の全期間にわたり修学することができないときはこれを証明する書類を添えて保証人連署の上、休学を届け出なければならない。但し、休学期間は原則として連続2年を越えることはできない。
2. 休学者は、休学した年度の試験を受けることはできない。
3. 休学中の「学期」の学費（入学金を除く）については納付を免除する。但し、既に納付済の場合は返還しない。
4. 休学者が復学を希望する場合は復学願いを提出しなければならない。復学する場合は原級に復するものとし、当該「学期」の学費（入学金を除く）を納付しなければならない。

#### 第 25 条 (退学・転科・転学)

1. 退学しようとする場合は、保証人連署の上、退学届を提出し、許可を受けなければならない。
2. 退学した者で、3年以内に再入学を願い出た者に対しては、在学時の成績を考慮し、審査を経てこれを許可することがある。  
この場合、退学以前の在学期間および修得科目は所定の在学年限および修得科目にそれぞれ算入する。  
ただし、幼児教育学科においては、30単位を超えての算入はできない。
3. 本校の学生が学内の転科を希望するときは、審査を経てこれを許可することがある。
4. 他の大学、短期大学、専門学校から本校に転入学を希望する者があるときは、選考の上これを認めることがある。  
既修得単位の認定は、学則第12条第3項に基づくものとする。
5. 本校から他の専門学校へ転学しようとする者は、校長の許可を受けなければならない。

#### 第 26 条 (除籍)

学生が次の各号に該当する場合は除籍される。

1. 病気その他の理由で学業の継続が不可能と認められたとき。
2. 延納・分納の届けが無く、学費を納入しないとき。
3. 学生が死亡したとき。

## 第 6 章 教 職 員

#### 第 27 条 (教職員)

1. 本校には次の教職員を置く。

校 長  
専任教員  
講 師  
事務職員  
教務職員  
校 医  
校 務 員

2. 教員の定員、資格は専修学校設置基準による。
3. 校長は校務を総括し、所属教職員を監督する。
4. 校長を除く教職員は校務を分担する。

## 第7章 学 費 等

### 第28条（学費）

本校の受験料は入学願書提出時に納付する。また、学費は別表（3-1）のとおりとする。

### 第29条（学費の納入）

1. 学費は所定の期日までに納入しなければならない。
2. 学費を所定の期日までに納入できないやむをえない事情があるときは、延納・分納を認めることがある。
3. 既に納入された学費は、第23条第2項に該当する場合以外は返金しない。

## 第8章 聴講生および外国人留学生

### 第30条（聴講生）

1. 本校専門課程の学科目の聴講を希望する者に対しては、収容人員に余裕がある場合に限り、聴講生として聴講を許可する。また、必要と認めるときは、その履修科目に対して単位を与えることができる。
2. 聴講生料は別表（3-2）のとおりとする。
3. 学則第20条の入学資格を有する外国人で、留学を希望する者は、選考の上受け入れることがある。

## 第9章 懲 戒

### 第31条（懲戒）

次の各号の1に該当する学生に対しては、学校長がこれを懲戒する。

1. 性行不良で改悛の見込みがないと認められる者
2. 修学努力が著しく不足していると認められる者
3. 正当な理由なくして出席が常でない者
4. 学内の秩序を乱しその他学生としての本分に反した者

### 第32条（懲戒の種別）

懲戒はその行為の軽重に従い、訓戒、停学および退学の3種類とする。

## 第10章 奨 学 生

### 第33条（奨学生）

本校学生で、学業、人物、健康とも優れた者を奨学生として援助する。

## 第11章 健 康 診 断

### 第34条（健康診断）

本校学生に年1回健康診断を実施する。

## 第12章 附 帯 教 育

### 第35条（附帯教育）

必要がある時は、国際交流、生涯学習教育等の附帯教育を行う。また、附帯教育の科目、単位及び受講料は別に定める。

附 則

この学則は、平成8年4月1日より施行する。

附 則

1. この学則は、平成9年4月1日から施行する。但し、第19条及び第28条の改正規定は、富山県知事への届出が受理された日（平成9年3月21日届出受理）から施行する。
2. 第19条の改正規定の施行の際、現に国際マーケティング学科及び経営学科に籍を有する学生については、改正後の第19条にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成11年3月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成12年4月1日から施行する。但し、第5条、第19条改訂規定の施行の際は、平成12年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成13年4月1日から施行する。但し、第5条改定規定の施行に関しては、平成13年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成14年4月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成14年3月15日より施行する。

附 則

この学則は、平成15年4月1日より施行する。但し、第5条改定規定の施行に関しては、平成15年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

この学則は平成15年3月14日より施行する。

附 則

この学則は、平成16年3月13日より施行する。

附 則

この学則は平成17年4月1日より施行する。但し、第5条改定規定の施行に関しては、平成17年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の例による。  
また、第29条改定規定の施行に関しては、平成16年10月1日より施行する。

附 則

この学則は、平成17年3月14日より施行する。

附 則

この学則は平成18年4月1日より施行する。但し、第5条・第6条・第27条改定規定の施行に関しては、平成18年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は平成19年4月1日より施行する。但し、第5条・第6条・第10条・第16条・第17条・第27条改定規定の施行に関しては、平成19年4月1日以降に入学する学生について適用し、同年3月31日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。  
また、第3条、第8条、第9条に関しては、学則受理の日より施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日より施行する。但し、第19条の施行に関しては、学則



届出の日（平成 19 年 10 月 22 日）より施行する。

附 則

この学則は、平成 21 年 4 月 1 日より施行する。但し、第 5 条・第 6 条・第 16 条・第 17 条・第 19 条改定規定の施行に関しては、平成 21 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 19 条の施行に関しては、学則届出の日より施行する。

附 則

この学則は、平成 22 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 10 条、第 16 条の施行に関しては、学則届出の日より施行する。

附 則

この学則は、平成 23 年 4 月 1 日より施行する

但し、第 10 条改定規定の施行に関しては、平成 23 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附則

この学則は、平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 6 条、第 7 条、第 8 条、第 16 条及び第 17 条の改定規定の施行に関しては、平成 24 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 25 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 6 条、第 17 条、第 19 条、第 20 条、第 22 条、第 25 条、第 27 条、第 28 条の改定規定の施行に関しては、平成 25 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 26 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 6 条、第 11 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 23 条、の改定規定の施行に関しては、平成 26 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。

附 則

この学則は、平成 27 年 4 月 1 日より施行する。

附 則

この学則は、平成 28 年 4 月 1 日より施行する。

但し、第 5 条、第 16 条、第 17 条、第 19 条、第 23 条、の改定規定の施行に関しては、平成 28 年 4 月 1 日以降に入学する学生について適用し、同年 3 月 31 日現在在籍する学生については、なお従前の学則による。